

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 腎臓内科
- (6) 神経内科
- (7) 糖尿病・内分泌内科
- (8) 血液内科
- (9) リウマチ科
- (10) 皮膚科
- (11) 小児科
- (12) 小児科（新生児）
- (13) 精神科

- (14) 緩和ケア内科
- (15) 外科
- (16) 呼吸器外科
- (17) 心臓血管外科
- (18) 消化器外科
- (19) 泌尿器科
- (20) 脳神経外科
- (21) 整形外科
- (22) 形成外科
- (23) 眼科
- (24) 耳鼻咽喉科
- (25) 産婦人科
- (26) リハビリテーション科
- (27) 放射線診断科
- (28) 放射線治療科
- (29) 麻酔科
- (30) 病理診断科
- (31) 臨床検査科
- (32) 救急科
- (33) 小児救急科
- (34) 歯科口腔^{くわう}外科

附 則

この条例は、平成27年9月19日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民病院に新しい東館を整備することに伴い、医療法施行令等において広告することが可能とされている診療科目を加える等のため所要の改正をする必要による。